

参考資料

幼児教育・保育の無償化について
～「子育てのまち 門真へ」～

～目次～

- ◆ 幼児教育・保育の意義・効果・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
- ◆ 門真市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
- ◆ 門真市の幼児教育・保育の考え方と取組み・・・・・・・・P.4
- ◆ 幼児教育・保育無償化の実施方法・・・・・・・・P.6

幼児教育・保育の意義・効果

○ 意義

- ・生涯にわたる人間形成の基礎となる、重要な役割を担うもの

○ 効果

- ・自発的な活動としての遊びを通し、心身の調和のとれた発達の基礎を培う
- ・集団生活を通じて、自主・自立、共同の精神及び規範意識の芽生えを養う
- ・身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う
- ・これまでの体験を基にし、主体的な環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身につけ、新たな能力(生きる力)を獲得していく
- ・大人との信頼関係を基礎とし、子ども同士の関わりを通して、身体的及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される

幼児教育・保育の重要性に鑑み、
すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する

門真市の現状

○ 人口減少と少子高齢化

○人口推移と高齢化率(それぞれ、各年10月1日時点)

- ・人口推移(住民基本台帳法に基づく数値 内生産年齢人口(15歳から64歳までの人口)と年少人口(0歳から14歳までの人口))

平成25年度 127,862人(内、生産年齢人口79,588人、年少人口15,804人)

平成26年度 126,756人(内、生産年齢人口77,820人、年少人口15,167人)

平成27年度 125,612人(内、生産年齢人口76,486人、年少人口14,544人)

⇒平成25年度から平成27年度で、人口は2,250人減。

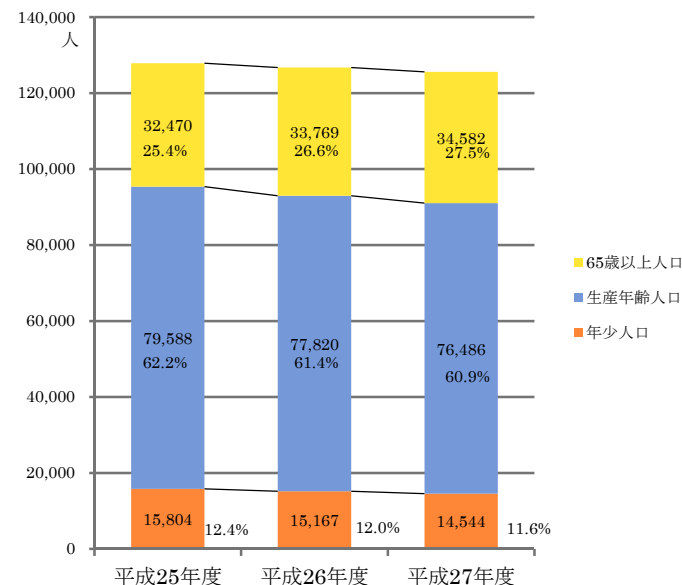
内、生産年齢人口は3,102人、年少人口は1,260人減少

- ・高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)

平成25年度 25.4%(32,470人)

平成26年度 26.6%(33,769人)

平成27年度 27.5%(34,582人)



門真市において、人口減少と少子高齢化が進んでおり、特に子育て世帯の流出防止と流入に向けた取組みが必要となる。

門真市の幼児教育・保育の考え方と取組み

①考え方

子育て、教育に重点的な対策を行い、魅力のある教育・保育環境を創出することにより、子育て世帯の流出を防ぐとともに、流入を促す

- ・今後の門真の主役となる子どもへの投資
幼児教育・保育の充実は、これから先の門真市を考える上で特に重要
- ・就学前の時期は、生涯にわたる人間形成にあたり極めて重要
すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境づくりを目指す
- ・子育て環境の構築
質の高い幼児教育・保育とあわせ、社会全体で子どもの成長を支える環境を構築
- ・保護者負担軽減による子育て世帯の定住促進と流入
保護者の経済的な負担を軽減することで、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する環境を整えるとともに、子育てしやすいまちづくりを推進し、子育て世帯の定住促進及び流入を促す

②取組

【すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられる環境づくり】

◎幼児教育・保育から、小学校教育(義務教育)への円滑な接続を進める。

⇒平成29年4月から、まずは5歳児の幼児教育・保育の利用者負担(保育料)の完全無償化を開始することで、保護者への負担を軽減し、すべての就学前の5歳児が等しく質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境を整え、円滑に小学校教育(義務教育)に繋ぐ。

- ・1号認定利用者負担額……………世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無料
(幼稚園・認定こども園)
- ・2号認定利用者負担額……………世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無料
(保育所・認定こども園・地域型保育事業)
- ・私立幼稚園……………世帯の所得等に関係なく、30万8千円を上限に、支払った保育料等に対して就園奨励費を補助
(新制度に移行していない幼稚園)
- ・こども発達支援センター……………世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無料

※認可外保育施設の利用者は対象外

※利用者負担(保育料)以外の、給食費や保護者会費、特定負担額等は対象外

⇒今後、財源の確保を含めた詳細な検討を行い、4歳児以下の年齢での実施を目指す。

◆ 幼児教育・保育無償化の実施方法

＜就学前教育・保育に係る費用を無償化した場合＞（5歳児）

- 就学前教育・保育に係る利用者負担（保育料）を無償化する。

※平成28年7月末の状況により試算しているため、今後の各施設の定員や運営形態、利用者状況等の変動により数値が変更となる場合がある。

※私立幼稚園保育料については、国基準上限額（30万8千円）を上限としているため、これを超える保育料を設定している幼稚園の場合、保護者負担が発生する場合がある。

※認可外保育施設の利用者は対象外。

※利用者負担（保育料）以外の、給食費や保護者会費、特定負担額等は対象外。

